

平成 2 7 年度

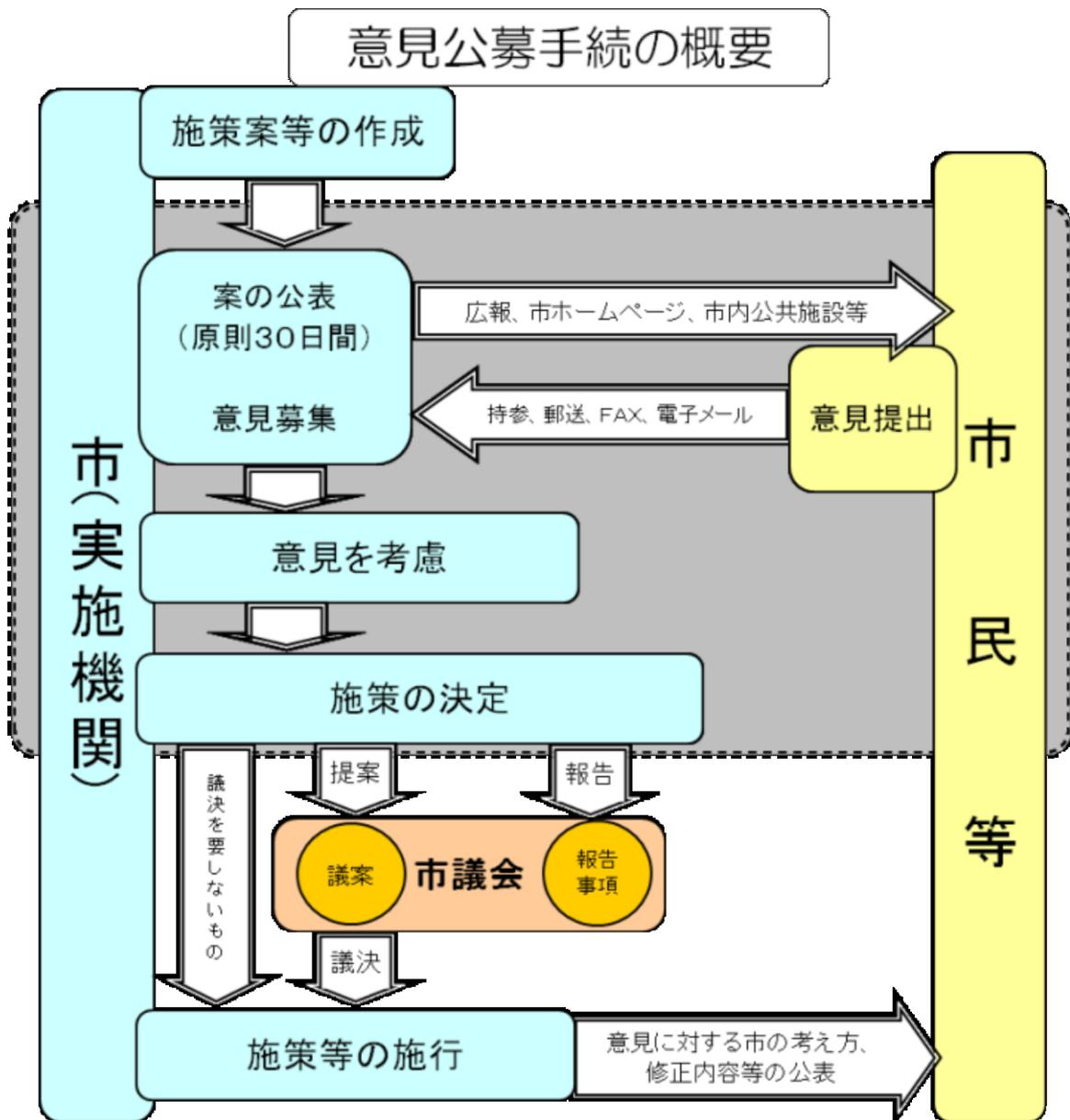
意見公募手続実施概要

志 木 市

◆志木市意見公募手続制度

市では、市の政策形成過程における市民参加の機会を確保するとともに、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、市民との協働によるまちづくりを推進することを目的に意見公募手続条例を平成20年4月1日に制定しました。

「意見公募手続」とは、市の重要な施策等を定める場合に、施策の素案、関係資料等を広く公表し、市民等から意見の提出を受け、いただいた意見を考慮して施策等を定めるとともに、それら意見に対する市の考え方を公表する一連の手続のことです。



○意見公募手続の概要

◇意見を提出できる人

市内在住、在勤、在学者及び事業者、納税義務者、施策等に対する利害関係者を対象とします。

◇対象となる施策等

- (1) ア 市の基本的な制度を定める条例の制定・改定
「市政運営基本条例」、「男女共同参画推進条例」など
イ 市民等に義務を課したり、市民等の権利を制限する条例の制定・改廃（ただし、金銭徴収に関する部分は除きます。）
「路上喫煙防止条例」、「ポイ捨て防止に関する条例」など
- (2) 基本構想その他市の基本政策を定める計画の策定・改廃
「総合振興計画基本構想」、「環境基本計画」など
- (3) 市民生活や事業活動に重大な影響を与える制度の制定・改廃
「開発指導要綱」、行政指導の指針の制定など
- (4) 市の基本的な方向性を定める憲章・宣言の制定・改廃
「市民憲章」、「子ども憲章」など
- (5) 公の施設の設置計画の策定・廃止・用途変更
学校、公民館、図書館、保育園、公園などを設置する場合や廃止又は用途変更を行う場合
- (6) その他実施機関が必要と認めたもの

※ ただし、緊急を要するもの、軽微なもの、市に裁量の余地がないもの、法令により意見公募の手続を実施するもの等は除外します。

◇施策案などの公表方法

広報、市ホームページ及び公共施設等で施策等の素案や関係資料を公表します。

◇意見の提出方法

書面により、募集期間内（原則30日）に、指定された場所又は郵便、ファクシミリ、電子メール等で提出してください。

◇提出した意見の取扱い

全ての意見を考慮して、施策等を決定します。その後、意見の概要と意見に対する市の考え方や修正内容を市ホームページなどで公表します。

また、年1回、各実施機関の実施状況を取りまとめ、公表するとともに実施状況を検討し、改善等を行います。

志木市意見公募手続条例（平成20年志木市条例第2号）第9条の規定に基づき公表するものです。

平成27年度意見公募を実施した案件

案件名	募集期間	提出意見数	担当課
（仮称）志木市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定の考え方	平成27年 6月3日（水） ～7月2日（木）	意見なし	政策推進課
志木市公共施設等マネジメント戦略の素案	平成27年 6月3日（水） ～7月2日（木）	1件（1人）	政策推進課
志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画 将来構想）の素案	平成27年 11月19日（木） ～12月18日（金）	2件（2人）	政策推進課
志木市まち・ひと・しごと創生総合戦略の素案	平成27年 11月19日（木） ～12月18日（金）	意見なし	政策推進課
第5次志木市男女共同参画基本計画の素案	平成27年 11月19日（木） ～12月18日（金）	意見なし	政策推進課
志木市生涯学習推進指針の素案	平成27年 11月19日（木） ～12月18日（金）	意見なし	生涯学習課
志木都市計画マスタープラン改訂の素案	平成27年 11月27日（金） ～12月28日（月）	2件（2人）	都市計画課
志木市空き家等対策計画の素案	平成27年 11月27日（金） ～12月28日（月）	意見なし	環境推進課

(仮称) 志木市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
制定の考え方

1 意見公募期間

平成27年6月3日(水)～7月2日(木)

2 条例制定の考え方の公表場所

市ホームページ、担当課(政策推進課)、柳瀬川駅前出張所、
志木駅前出張所、いろは遊学館、柳瀬川図書館、いろは遊学館図書館、
宗岡公民館、宗岡第二公民館

3 意見公募状況

人 数		意 見 件 数
個 人	団 体	
0 人	0 人	0 件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除(一部を含む)を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他(素案に直接関連のない内容等)

公 募 意 見 概 要	公募意見に対する市の考え方	区分
意見なし	—	—

志木市公共施設等マネジメント戦略の素案

1 意見公募期間

平成27年6月3日（水）～7月2日（木）

2 素案公表場所

市ホームページ、担当課（政策推進課）、柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、いろは遊学館、柳瀬川図書館、いろは遊学館図書館、宗岡公民館、宗岡第二公民館

3 意見公募状況

人 数		意見件数
個人	団体	
1人	0人	1件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他（素案に直接関連のない内容等）

		公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
1	全般	公共施設を削減していく事には概ね同意出来るが、いくら素案とはいえ何故削減数が2割なのか、これでは説得力が無いように思えた。	素案の17ページから20ページに記載しましたとおり、公共施設においては今後50年間で約800億円、1年あたり約16億円の建設事業費（更新費用）が必要になります。また、道路や橋りょうなどのインフラの更新費用は、今後30年間で約426億円、1年あたり約14億円の更新費用が必要となり、あわせて1年あたり約30億円の更新費用が必要になります。 一方、市がこれまでに公共施設やインフラに投じた建設事業費（更新費用）は、過去5年間の平均で約21億円となり、試算した更新費用の7割となっている状況です。	◎

			<p>この不足する3割の費用（1年あたり約9億円）を公共施設とインフラでそれぞれ4.5億円削減すると考えると、公共施設の更新費用は、年間約10,000円/m²であるため、50年では45,000m²の削減が必要となります。これを本戦略の30年で削減するには、公共施設の総量（延床面積148,016m²）の約2割となる27,000m²削減を目標としたところです。</p>	
--	--	--	---	--

志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画 将来構想）の素案

1 意見公募期間

平成27年11月19日（木）～12月18日（金）

2 素案公表場所

市ホームページ、担当課（政策推進課）、柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、いろは遊学館、柳瀬川図書館、いろは遊学館図書館、宗岡公民館、宗岡第二公民館

3 意見公募状況

人 数		意見件数
個人	団体	
2人	0人	2件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他（素案に直接関連のない内容等）

	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
1 全般	「市民（市民団体）・企業と行政が対等なパートナーとして連携を図り、相互に協働のまちづくりを推進します。（P22 1-4）」とあるが、市民と行政は対等なパートナーの関係には立ちえない。今回のパブリック・コメントを考えてみてもよくわかる。PCは市民が行政の政策に意見を述べるだけで行政との対話を持つ機会がない。そのみか、市民意見が行政に誤解され曲解されてもその回復の機会を持たない。意見の一方通行では、市民は行政の「パートナー」とはいえない。市の方針が決まり、市民もまたその施策に賛同して行政と連携を図って「とも働き」することは十分考え	市では「“市民力”再発見！夢と未来を語る、ふれあいあふれるまち志木」をスローガンとして掲げ、市民と行政が一体となった夢のあるまちづくりを推進しているところです。これまで、予算編成の段階から「市民感覚」を取り入れることを目的とした事業判定会の実施や地区まちづくり会議やふれあいミーティングなどを通じた、市民の皆さまとの積極的な意見交換を行ってまいりました。志木市将来ビジョン（素案）の策定につきましても、市議会の議員、行政委員会の委員、識見を有する者に加えて7名の市民の方に参画いただいた志木市総	○

		<p>られるが、このことを以って両者の関係を「対等なパートナー」に昇格させることはできない。“パートナー”は市民が市の基本政策の策定に参画できて初めていえる言葉である。</p>	<p>合振興計画審議会に諮問し、ご審議いただいたところです。今後におきましても、市民と市が協働して、それぞれの知識や経験を最大限活用することは、まちづくりに必要不可欠な要素でありますことから、身近なところからできる市民参加の機会を充実させ、市民との協働によるまちづくりを推進していきたいと考えております。</p>	
2	<p>基本的施策 4 1</p>	<p>私の意見は、25ページ、「5 将来像の実現にむけて」のなか「4 未来を支えるまちづくり」「4-1 都市基盤を活かしたまちづくり」に関するものです。ここでは、「都市計画道路の整備に合わせた地域の活性化や沿道の環境整備に努めます」とあります。これは、志木市の将来にとって最大の課題である254バイパスについて、道路整備を前提・固定化した記述になっており、事実経緯からしても間違っているばかりか、現在の激変する社会状況や今後の将来展望、さらには市民の意識動向や要求からも乖離し、検討し書き改めるよう要求します。</p>	<p>一般国道254号バイパスにつきましては、県で進めている計画であり、県内の重点整備箇所に位置付けられ、積極的に事業推進が図られております。市としましても、本バイパスは広域幹線道路としての役割だけでなく、地域の利便性向上や市内の渋滞緩和に寄与するものであることから、早期開通に向けて県に協力していくこととしております。併せて、地域の活性化や沿道の環境整備につきましても、一般国道254号バイパスの進捗に合わせて進めていきたいと考えております。</p>	○

志木市まち・ひと・しごと創生総合戦略の素案

1 意見公募期間

平成27年11月19日（木）～12月18日（金）

2 素案公表場所

市ホームページ、担当課（政策推進課）、柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、いろは遊学館、柳瀬川図書館、いろは遊学館図書館、宗岡公民館、宗岡第二公民館

3 意見公募状況

人 数		意 見 件 数
個 人	団 体	
0 人	0 人	0 件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他（素案に直接関連のない内容等）

公 募 意 見 概 要	公募意見に対する市の考え方	区分
意見なし	—	—

第 5 次志木市男女共同参画基本計画の素案

1 意見公募期間

平成 27 年 1 月 19 日（木）～ 1 月 18 日（金）

2 素案公表場所

市ホームページ、担当課（政策推進課）、柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、いろは遊学館、柳瀬川図書館、いろは遊学館図書館、宗岡公民館、宗岡第二公民館

3 意見公募状況

人 数		意 見 件 数
個 人	団 体	
0 人	0 人	0 件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他（素案に直接関連のない内容等）

公 募 意 見 概 要	公募意見に対する市の考え方	区分
意見なし	—	—

志木市生涯学習推進指針の素案

1 意見公募期間

平成27年11月19日（木）～12月18日（金）

2 素案公表場所

市ホームページ、担当課（生涯学習課）、柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、いろは遊学館、柳瀬川図書館、いろは遊学館図書館、宗岡公民館、宗岡第二公民館

3 意見公募状況

人 数		意 見 件 数
個 人	団 体	
0 人	0 人	0 件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他（素案に直接関連のない内容等）

公 募 意 見 概 要	公募意見に対する市の考え方	区分
意見なし	—	—

志木都市計画マスタープラン改訂の素案

1 意見公募期間

平成27年11月27日（金）～12月28日（月）

2 素案公表場所

市ホームページ、担当課（都市計画課）、柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、いろは遊学館、柳瀬川図書館、いろは遊学館図書館、宗岡公民館、宗岡第二公民館

3 意見公募状況

人 数		意見件数
個人	団体	
2人	0人	2件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他（素案に直接関連のない内容等）

		公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
1	全般	志木市の将来にとって最大の課題の一つである254バイパスについて、道路整備を前提・固定化した記述になっており、これは、事実経緯からしても間違っているばかりか、現在の激変する社会状況や今後の将来展望、さらには市民の意識動向や要求からも乖離しており、客観的データにもとづく根本的検討を行い、住民参加・合意を踏まえて書き改めるよう要求します。	一般国道254号バイパスにつきましては、県で進めている計画であり、県内の重点整備箇所に位置付けられ、積極的に事業推進が図られております。市としましても、本バイパスは広域幹線道路としての役割だけでなく、地域の利便性向上や市内の渋滞緩和に寄与するものであることから、早期開通に向けて県に協力していくこととしております。また、当該道路は、都市計画決定されている道路であり、事業中のため、都市計画マスタープランへ位置付けることが、今後のまちづくりにおいて必要となりますので、原案のとおりとさせていただきます。	○

2	全 般	<p>254号バイパスは平面構造で通す前提のようである。もしそうなれば、42メートル幅の一般国道が宗岡地区のど真ん中を通る。これにより何ヶ所もの生活道路が分断され、住民は大変不便を蒙る。それだけでなく、低炭素計画とも矛盾する。このマイナスの問題点になんら触れることなく、具体策もいわず沿道の活性化やまちづくりの利点のみ云々するのは理解できない。長短両方を睨んでの解決法を探るべきで、具合の悪いところは“受忍の範囲”で無視されては困る。生活道路の改善を早急にするべきである。</p>	<p>本マスタープランは、市の都市計画に関する基本的な方針を記載したものとなります。個別事項に関する具体策については、一般国道254号バイパスの進捗に合わせて検討していきたいと考えております。</p>	○
---	--------	--	--	---

志木市空き家等対策計画の素案

1 意見公募期間

平成27年11月27日（金）～12月28日（月）

2 素案公表場所

市ホームページ、担当課（環境推進課）、柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、いろは遊学館、柳瀬川図書館、いろは遊学館図書館、宗岡公民館、宗岡第二公民館

3 意見公募状況

人 数		意見件数
個人	団体	
0人	0人	0件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他（素案に直接関連のない内容等）

公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
意見なし	—	—

意見公募手続をしないで策定した案件

名 称	理 由
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の素案	農業経営基盤強化促進法により農業者等の意見反映、農業委員会及び農業協同組合への意見照会、県知事への同意協議を行うこと等の策定手順が定められており、志木市意見公募手続条例第4条第3号に定める「法令により意見聴取の手続を実施するもの」と判断したため。
志木市建築物耐震改修促進計画改訂の素案	平成21年3月に策定した「志木市建築物耐震改修促進計画」の計画期間が終了したことにより、現状の耐震化状況の公表と新たに定める計画期間の目標値を設定したもので、計画内容を改訂したものでないことから、志木市意見公募手続条例第4条第1号に定める「軽微なもの」と判断したため。